

2025 年 7 月 9 日

加盟団体各位

公益社団法人全日本アーチェリー連盟

総務部長 砂 盛 京 子

アスリート委員会選手委員選出選挙の実施と同選挙規則の改正等について

日頃より全日本アーチェリー連盟の事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本年度は、本連盟のアスリート委員会選手委員の改選年度にあたることから、第 67 回全日本ターゲットアーチェリー選手権大会の際に選挙を実施いたしますので、あらかじめご連絡いたします。

なお、5 月 24 日に開催された第 1 回理事会理事会において、選挙規則の一部が改正され、被選挙権を有するものの年齢が引き上げられましたので、あわせてお知らせいたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

■ アスリート委員会選手委員選出選挙の概日程（予定）

選挙の告示 2025 年 8 月下旬

立候補の受付 2025 年 8 月下旬 ～ 9 月上旬

選挙の投票日 2025 年 10 月 24 日（金）、25 日（土）（全日本ターゲット選手権時）

■ アスリート委員会選手委員選出選挙規則（改正提案箇所）

改 正 前	改 正 後
第 8 条 被選挙権は、次の事項に該当するものとする。 （１）本連盟競技者登録をしている者 （２）日本代表選手として国際大会に派遣された者 （３）選挙期日において満 18 歳以上で 50 歳未満の者	第 8 条 被選挙権は、次の <u>すべてを満たす</u> ものとする。 本連盟に競技者登録をしている者 （２）日本代表選手として国際大会に派遣された者 （３）選挙期日において満 18 歳以上で <u>60 歳</u> 未満の者

アーチェリー競技は競技生活が長い傾向がある特性に鑑み、被選挙権を有する者の年齢を引き上げました。

規則の全文はホームページに掲載されています。

以上